

人口の動き	
3月1日現在	
総人口	37,796人
男	18,702人
女	19,094人
(昨年同月)	+479)
世帯数	9,720戸
(昨年同月)	+201)
住民登録人口より	



お母さんと一緒に

春の親子登山

親子で山登り
三月十二日、加茂野保育所で「親子登山」が行われました。この日、お母さんたちと近くの稲辺山に登った園児は、今月、小学校に入学する二十人。頂上ではおやつを食べたり宝探しをして、暖かくなった春の一日を楽しみました。

広報メモ



陽気があたたかくなつて気がゆるむせいか、かぜを引きやすいこのごろです。

あの寒い冬のさなか、緊張していかぜ一つ引かなかった丈夫な人が、花もほころぶこの四月、しゆるしゆる鼻をすすっている風景を見かけます。かぜとはつきりわかつたらすぐ手当をしましょう。風が吹いてホコリも多い季節です。花粉や綿くずで眼をやられることもあります。外出から帰ったら必ずうがいと洗眼を忘れずに。庭にはびこる雑草も、今はまだ若々しく、抜き取るにはかわいそうな気がしますが、やがて抜かねばならないから、今のうちに抜きとっておきましょう。

▽春まつり

- 3日—山之上町、蜂屋町、加茂野町、伊深町、三和町、牧野
- 4日—太田町、加茂野町稲辺、今泉
- 5日—加茂野町駅前
- 7日—下米田町
- 11日—古井地区、下米田町小山
- ▽入学式（始業式）
- 6日—市内小・中学校

手をあげる幼い信賴裏切るな

六日から春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が、四月六日から十五日までの十日間、全国各地で展開されます。

ことは、この運動の中に、とくに「子どもの事故防止」が重点にとりあげられています。

交通事故を代表する子どもの事



事故防止が、なにゆえ重点にとりあげられているか、みなさんは考えられたことがあるでしょうか。

意外、交通事故は自分だけは、家族の者は大丈夫、関係ない、と思ってしまう方が多いのではないのでしょうか。

は、女子の死者(6人)の三倍もあります。

▼午後二時から六時に多発
幼児の死者の69名(11人)、小学生の死者の43名(3人)が、この時間帯に事故に遭っています。

▼飛び出しが多い
幼児の事故は、ほとんどが、子どもが道路へ急に飛び出したためにおきています。

事故に遭ってから遅いのです。

この時期こそ、もう一度周囲を見渡して、真剣に交通安全について考えてみて下さい。

昨年県下でおきた子どもの死亡事故を分析すると、いろいろの教訓を訴えています。

▼四月、五月が危険
幼児の死者(16人)の56名(9人)が、四月五月の二カ月に犠牲となつています。

▼男子は事故に遭いやすい
男子の死者(17人)

さいわい市内では、昨年交通事故による子どもの死者はゼロ(大人二名)でしたが、ケガをされた方は二十八人もあり、加茂署管内の第一位を続けています。ケガをされた子どもの年齢、月別地区別は次のとおりです。

◎年齢：六歳と八歳が各四人で最も多い

事故多発 自宅付近

場所

太田駅南弥生交差点	八件
新青柳橋	六件
名濃バイパス北詰	六件
太田橋北詰	五件
中濃大橋北詰	五件
市農協北	五件
下古井郵便局前	五件
神明堂	五件

これらは、市街地に集中していますが、市全体の件数は年々減る傾向にあります。しかし、蜂屋・伊深地区などは件数が逆に増えています。歩行者も、運転者も交通ルールを確実に実行して、交通事故の加害者や被害者に絶対ならないよう気をつけましょう。

住所が変わったら

14日以内に届出を

4月は就職、就学、人事異動による転勤、結婚などで、住所を変えることの多い月です。

これらはすべて本人の届出制度になっていますので住所を変更された方は、必ず14日以内に市役所、または、連絡所へ印鑑を持って届出をしてください。

このほか、世帯主に変更があった場合とか、家の新築などにより転居された場合、また、自治会の所属を変更された場合にも届出をしていただくことになっています。

また、国民年金、国民健康保険に加入されている方は手帳、被保険者証をお持ちになると同時に変更ができます。

詳しくは、市・市民課、または連絡所へおたずねください。

ご利用ください

20冊 文庫

市はこのたび次の20冊・10冊文庫を購入しました。みなさんご覧になってください。(20冊文庫) ①鬼怒川②続親の顔が見たい③真知子④友情・愛と死⑤親のよここび(10冊文庫) ①水の勲章②若き日の芭蕉③槍ヶ岳開山

日頃から心がけよう・きれいな選挙

贈ってはいけません
求めてはいけません
受けとってはいけません



「金権選挙」と批判を受けた前回の参議院選挙を契機に、「明るい選挙」「きれいな政治」をめざして、選挙制度の改革について検討が加えられてきました。そして昨年十一月に公職選挙法が大幅に改正され、選挙公営の拡大、看板などの制限及び寄付の禁止などがされました。

とくに寄付の禁止は、従来、通常の社交、儀礼として行われてきた祭礼、おみこしの祝儀、病氣見舞、香典などの寄付まで制限されるという改正のため、関係のみなさんには戸惑いも多いと思われるので、これらの具体的な事例を質疑応答の形でまとめてみました。これを参考にいただき改正法の厳守、あるいは守られているかどうかを市民総ぐるみで監視しましょう。

選挙法改正の質疑応答

寄付とは…

問 寄付とはどのようなものか。

答 選挙法でいう寄付は、一般にいわれる寄付の意味より広く、花輪、香典、祝儀など金銭、物品、その他わず

寄付の禁止される方

問 寄付をすることができない者は、

答 現職の政治家、候補者及び候補者となろうとする者をいう。

(候補者等という)

問 現職の政治家の範囲は。

答 国会議員、県知事、県会議員、市町村長、市町村議員、財産区議員等選挙法が全部適用される者で、農業委員、土地改良区総代等は含まない。

問 候補者となろうとする者とは、どの時期から候補者になろうとする者になるか。

答 例えは公認されたとき、記者会見や議会等での正式発表のあったとき或は部落推せんが行われ本

寄付をする相手

人が了承した等客観的に立候補すると認められる時期以降をいう。

問 候補者等は誰に寄付してはいけないか。

答 選挙区内の者(親族は除く)すべてである。従って例えば、参議院全国区の候補者等は全国、県知事は県内全域、市長・市議員は市内全域ということになる。

問 親族に対して寄付が許されるというが、その親族の範囲は。

答 民法上の親族(六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族)と同じである。従って候補者等のおい：の子、めい：の子、またいとこ、配偶者のおい、めい、叔父叔母までの親族をいう。

寄付禁止の例外

問 公職の候補者等はいかなる名義、時期の如何を問わず一切の寄付が禁止されるが、その例外があると聞か。

答 次の場合に限り例外として許される。

- (1) 親族に対してする場合
- (2) 政党、その他の政治団体又はその支部に対してする場合
- (3) 政治活動のための講習会等における必要やむを得ない弁当代等(選挙前一定期間は除く)

寄付の方法

問 候補者等が行事に招かれたとき、その会費を払うことはよいのか。また、包み金を置くことはどうか。

答 徴収の根拠、範囲、金額、徴収方法等からみて会費と認められる場合にはよい。包み金を置くことは、一般的には債務の履行としてなされるものとは認められないので、寄付となり禁止される。

問 候補者等が結婚式に招かれて金品を出すことは寄付になるか。

答 会費制の場合にその会費を支払うことはどうか。会費に見合う程度金品を出すことはどうか。

答 会費制の結婚式に出席し、その会費を支払うことは差し支えない。それ以外の場合に金品を出すことは寄付となり禁止される。ただし、会費制でない場合であっても相手方との了解のもとに、提供された料理等に見合う実費程度の金銭を支払うことまでも禁止するものとは考えられない。

問 (1) 候補者等が選挙区内にある者に対し色紙を贈ることは寄付の禁止に該当するか。

答 候補者等が購入した色紙について実費をもらい、これにサインをして選挙区内にある者に渡すことはどうか。

答 (1) 寄付に該当し禁止される。



給水能力(1日)40,325ト 県浄水場(山之上町中之番)

＝山之上町＝

県浄水場がまもなく完成

給水能力4万ト・7月から試験通水

岐阜県浄水場建設工事が、山之上町中之番地内で進み、間もなく完成しようとしています。この工事は、都市用水の需要が増した市と三町(富加、坂祝、川辺)に豊富な飲料水を供給するためのもので完成は六月、営業給水は十二月の予定です。

この浄水場から給水を受ける市と今年が、八八六五ト、五十五年関係分は、事業計画(当初)によるに一万九、二八四ト、六十年には二万六、九六〇ト

になっており、右岸用水完成後に消滅する市の水利権四、九〇〇ト(一万三〇〇ト中)と今後の需要分を補うことになっていきます。飲料水が私たちの家庭に届くまでの経路は、白川町の取水口から引水、木曾川右岸用水の幹線を経て山之上町地内、県の浄水場に受水し、浄化、市の配水池(上野、中之番、佐口)に貯水、各家庭へというもので、完成間近の県

浄水場としては、つぎの導水、浄水、送水などの施設があります。

51年6月規制の排泥処理施設を完備

▽導水施設 原水取水口(山之上小下)から浄水場内へ取り入れるための導水管のことで、延長は七〇〇メートルあります。

▽浄水施設 総事業費の六八割がこの施設に費され、日量四万三二五トの原水を浄化する能力があります。施設には近代的な計器類や装備品類がギッシリ詰っており、その一部を紹介しますと、まず、電気計装設備があります。これは中央管理室に設置される電気による操作、記録、表示などの装置で高度の無人化、自動化がされています。つぎに遠方監視装置があります。これは無線テレメーターで遠くの主要施設の状態を手にとるようにキャッチし、表示するものです。また、④薬剤注入設備、⑤排泥処理関係一連の設備があります。⑥は消毒のための薬品処理設

備で、⑥は原水を浄化する過程で産出される沈殿、ろ過した泥などを濃縮し脱水する装置です。この排泥処理設備は、今年の六月から法律によって規制されるもので、ここでは、すでにこれらが備っています。なお、この浄水場建設のため掘削し場外へ運び出した土砂は、一〇トダンブで一七、八〇〇台にもおよびます。

▽送水施設 この浄水場から浄化処理済の水道用水を、市の三つの配水池と三町の各受水池まで送り込むためのパイプラインと、流量計、バルブ類、泥吐弁、水管橋などのことで、パイプラインは総延長一九キロメートルにおよびます。(市の上野、佐口配水池へは自然流水、中之番配水池へはポンプによって送水されます)

営業給水は

12月の予定

この工事は六月に完成し、七月から試験通水を始めますが、この間、浄水池のアク抜き、パイプラインの洗浄、漏水テスト、計器類の作動状況テストなどがあり、営業開始は十二月になりそうです。現在、最後の追い込みに入っています。心配された事故もなく、地元のみなさんの協力もあり、完工事は順調に進んできており、完成、給水が待たれます。

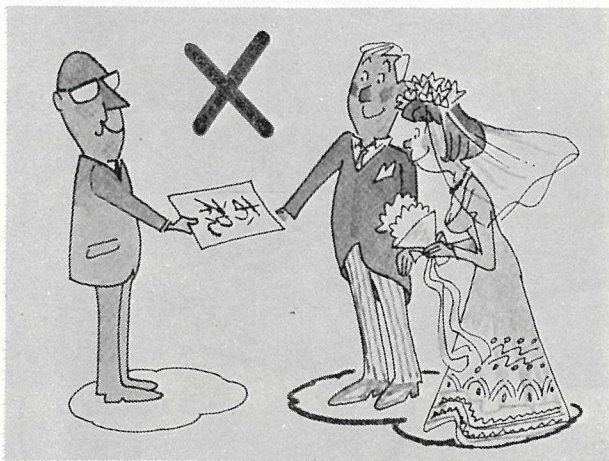
お知らせ

4月15日		4月14日		4月13日		4月12日	
川合東公民館	9:00~9:30	消防署森山出張所	9:45~10:45	古井連緒所	11:00~12:00	古井連緒所	11:00~12:00
伊瀬公民館	9:00~9:15	伊瀬連緒所	9:30~10:30	伊瀬連緒所	11:00~11:40	伊瀬連緒所	11:00~11:40
三和連緒所	2:30~3:00	三和連緒所	2:30~3:00	三和連緒所	2:30~3:00	三和連緒所	2:30~3:00
信友公民館	9:00~9:15	信友公民館	9:00~9:15	信友公民館	9:00~9:15	信友公民館	9:00~9:15
下米田連緒所	9:30~10:30	下米田連緒所	9:30~10:30	下米田連緒所	9:30~10:30	下米田連緒所	9:30~10:30
小山公民館	10:45~11:00	小山公民館	10:45~11:00	小山公民館	10:45~11:00	小山公民館	10:45~11:00
牧野公民館	11:15~11:30	牧野公民館	11:15~11:30	牧野公民館	11:15~11:30	牧野公民館	11:15~11:30
下古井公民館	1:30~3:00	下古井公民館	1:30~3:00	下古井公民館	1:30~3:00	下古井公民館	1:30~3:00
青少年センター	9:00~9:30	青少年センター	9:00~9:30	青少年センター	9:00~9:30	青少年センター	9:00~9:30
中濃体育館	9:45~12:00	中濃体育館	9:45~12:00	中濃体育館	9:45~12:00	中濃体育館	9:45~12:00
中濃大橋下	1:30~2:00	中濃大橋下	1:30~2:00	中濃大橋下	1:30~2:00	中濃大橋下	1:30~2:00
木野公民館	2:30~2:45	木野公民館	2:30~2:45	木野公民館	2:30~2:45	木野公民館	2:30~2:45
加茂野連緒所	3:00~3:15	加茂野連緒所	3:00~3:15	加茂野連緒所	3:00~3:15	加茂野連緒所	3:00~3:15
鷹之巣公民館	3:30~3:45	鷹之巣公民館	3:30~3:45	鷹之巣公民館	3:30~3:45	鷹之巣公民館	3:30~3:45

狂犬病の

予防注射を実施

こういうことは禁止されました



(2)相手方が色紙代を払って色紙を購入し、それにサインを求める場合は、寄付に当たらない。

問 候補者等が取締役、株主又は社員である会社は、選挙に関しなくても、当該選挙区内にある者に対して寄付ができないか。

答 特定の候補者等の氏名を表示し又はその氏名が類推されるような方法であると認められるときはできない。

問 候補者は、正月に自宅にきた選挙区内にある者に対し酒食を提

問 候補者等が選挙区内にある者に対して匿名で寄付をすることはどうか。また配偶者や秘書などの名義で寄付をすることはどうか。

答 匿名であっても他人名義であっても実質上候補者等が寄付をするものである限り、禁止される。

問 候補者等が新年宴会や毎月定期的に集っている集いに酒を持っていくことはできるか。又妻(本人の代りに)の名前で持っていくことはどうか。

答 寄付の禁止に該当し持っていない。

問 候補者等が各種団体に対する

賛助金(カンパ)を出すことはどうか。

答 寄付と認められ、当該選挙区内の者に対する場合はできない。

問 候補者等が商店を経営している場合、商店名での寄付、花輪は出せるか。

答 いずれもできない。

問 「〇〇後援会」がその名称で選挙区内の者に花輪等を寄付することはどうか。

答 〇〇が議員の氏名の類推にならない場合はよい。ただし、個人寄付の脱法意図として行われる場合はできない。

問 候補者等が会長である団体が候補者等の氏名を表示した表彰状を授与することは寄付に該当しないか。

答 授与するかどうか。また、記念品やカップを贈ることはどうか。

答 前段は寄付に該当しない。後段は寄付となり禁止される。なお、候補者等の氏名等を表示しない、かつ、候補者自身からの出資でなければ、記念品やカップを贈ることはよい。

問 催物のプログラムや町内会の名簿等に協賛するかたちで名刺広告を出すことはどうか。

答 協賛金、賛助金に該当するものは寄付として制限される。

問 地方公共団体の長、議長が公費で寄付に当たるか。

答 公費による公的支出の場合は許される。ただし〇〇市長、〇〇市議会議長又は〇〇市、〇〇市議会(〇〇は地方公共団体名)とし氏名は書かないこと。

問 候補者等が葬儀の際に神官、僧侶等に、いわゆるお布施を出すことは寄付に当たるか。

答 役務の提供に対する債務の履行と認められる限り寄付には当たらない。

問 候補者等が、その名入りのうちわやカレンダーを選挙区内にある者に対して贈ることはできないか。

答 寄付となり禁止される。

問 候補者等が選挙区内の者に対する

して、年賀状、暑中見舞等を出すことはできるか。また祝電、弔電を打つことはどうか。

答 いずれもできる。ただし、差し出す範囲、文の内容等からみて事前運動とみられる場合はできない。

問 候補者等が選挙区内にある者に対してのお中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、出産祝、香典、お祭り等の寄付、賄別等従来から慣行として行われているようなものも寄付に該当し禁止されるものか。

答 寄付に該当し禁止される。

問 香典返しとして物品等を贈ることあるいは結婚式の披露宴に招待することは、寄付に該当するか。

答 香典返しとして物品等を贈ること、あるいは結婚式の披露宴に招待することなどのように社会慣習上定着したお返しとしての一種の義務的な性格をもつもので、社会通念上もらったものに対応する返戻の程度のもので認められるものを提供することは寄付に該当しない。

問 候補者等がいわゆる名刺広告を新聞に掲載することは寄付に該当するか。

答 通常の対価を負担して掲載するものであればできる。ただし協賛金、賛助金に該当するもの、あるいは掲載文の内容、時期等から考えて事前運動とみられる場合はできない。

休日平均25人が受診

1年たった加茂休日急患診療所



休日に診療を受ける急病患者（加茂保健所）

休日における急病患者のために加茂保健所に「休日急患診療所」ができて、もうすぐ一年になろうとしています。このほど年間受診者数がまとまり、その結果が発表されました。

これによりますと昨年の四月六日に発足して以来、今年の三月末までの一年間にこの診療所を利用した急病患者は、1,578人にも達し、これを一日平均(休日)にしますと25人にもなります。

【利用者、市が919人】

この「加茂休日急患診療所」は、美濃加茂市と加茂郡(七カ町村)の組合立であり、利用した患者を地区別にみますと、一位が市で919人、次いで坂祝町の122人、川辺町の85人、富加町の50人、八百津町の44人、七宗町の40人、白川町の27人、東白川町の2人となっております。このほかにも管外からの利用者が284人もあり、可児郡(159人)、その他の県内(61人)のほか、県外からの受診者が64人も含まれています。

また、病名別にみますと感

冒(カゼ)が最も多く全体の八〇割を占め、そのうち九割は子ども(とくに幼児)となっております。この原因としては、日ごろの健康管理の不十分と、平日に病気の症状が現れても「休日でも診療所でみてもらえらるから」と言った保護者の安心感があげられます。

【今月から二次病院委託書発行】

しかし、この診療所はあくまでも応急処置を施すところで、ここで手のつけられない重病患者は、病院へ行かなければなりません。この一年で二次病院へ回送された患者は108人にもなります。そこで組合では、四月からこのような患者のため二次病院診療委託書を発行することになりました。これを持って行くと休日でも指定病院で治療してもらえます。また、気をつけたいことはこの診療所の科目は内科と小児科で、外科の患者は直接病院へ行かなければならないこと、診療時間は午前九時から十二時までと午後一時から四時までで、当日病状が早めにわかっていいる人は、この時間内で受診されることです。

【大切なのは早期治療】

いずれにしても大切なことは、家庭、職場での健康管理であり、病状によっては早めに治療することです。

お知らせ

国民年金の保険料が改められました

(定額者) 1万6,390円(附加額者) 2万1,070円

【福祉年金の請求手続を】

満70歳になられた方は福祉年金の請求ができます。

国民年金は、かけ金をするの原則ですが、この制度が発足当時高齢の方(明治44・45以前に出生者)はかけ金をしていなくても老齢福祉年金が支給されます。この福祉年金は、全額国の負担のため、所得の多い方は支給の制限があります。

次に該当する方は、満70歳の誕生日を過ぎてから国民年金係、または、連絡所で請求の手続きをしてください。

- ・該当者 明治39年4月2日～40年4月1日生まれの方
- ・手続きに必要なもの 1 印鑑、他の年金や恩給受給者証書

お知らせ

国民年金の保険料が改められました

その保険料が4月から300円引き上げられ、1,400円になりました。これは高福祉をめざして、1昨年から2年連続で年金額が物価スライドにより大幅に引き上げられたこと、また、国民年金制度が、今後、健全に発展し将来、みなさんの生活の安定をはかるために改められたものです。

【保険料は前納がお得です】

納付期限 4月21日限り

保険料を前納されますと、納め忘れがなく、手間は省かれます。割引きされお得です。

グラウンドの使用料が変更しました

【使用時間】従来、午前・午後・夜間の3区分であったものを、午後から夜間にかけて3時間単位と改め、中間に1区分設け利用幅を広げました。

【使用料金】自治会などの単位

区分	テニスコート一面	軟式野球場
五分(八時～一三時)	1,000円	1,000円
十分(一三時～一六時)	1,000円	1,000円
十分(一六時～一八時)	1,000円	1,000円
十分(一八時～二一時)	1,000円	1,000円

（野球場）夜間照明使用の場合は一回につき、二、五〇〇円を加算する。



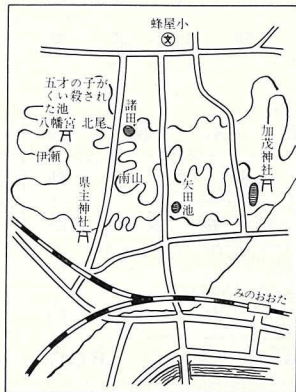
蜂屋町の山犬狩り

享保十五年(一七三〇)の春のことです。何処から現われたか大きな山犬が数匹荒れ狂い、東は飛騨川、西は関、北は津保川、南は木曾川の間をわたって、次々と人を食い殺し、或は疵を負わせ、住民を恐怖のどん底に突落しました。注進を受けて尾張藩では役人を派遣し、蜂屋村から勢子(せこ)五、六百人を動員して、四月二十九日、蜂屋南山を中心に山犬狩りを行いました。しかし犬は捕らず

役人も翌朝、名古屋へ帰りました。ところが役人が出発して間もない午前十時ごろ、五つの幼児が諸田の池のそばで山犬に食い殺され、無残な姿で見えられたのです。

またまた注進を受けた尾張藩では、藩の面目にかけて山犬を退治しようと、大代官飯島重左衛門を総司令官に役人二十数名が出張、近村から勢子三千人と鉄砲八十挺、狐師数十人を遠く洞戸あたりからも集め、五月六日に大々的な山犬狩りを敢行しました。

こうして朝八時から南山を中心に東西二里にわたって一斉に山狩りをしたところ、四時ごろ伊瀬(山犬狩りが行われた蜂屋町南山付近)



中濃体育館だより



月	日	曜	行	事
4	1	木	市教員服務宣誓式	
	2	金	川合西子ども会スポーツ会	
	3	土	加茂地区交通安全協会理事会	
	11	日	日立バレーボール大会	
	15	木	休日を体育館で	
	17	土	グランド抽せん会	
	18	日	可茂建築士会設立総会	
	23	金	女子・小人プロレス	
	24	土	保護観察指導	
	25	日	深山豊扇民踊講習会	
	27	火	可茂地区バレーボール大会	
	28	水	中体連柔道スポーツ教室	
5	2	日	市農協総代会	
	3	月	市体協体育大会	

休館日 14・28日

コートの申込は前月の15日までに

体育館コートの月極使用は、1か月分づつ前月の15日締切りで受付し、希望される日時等を調整して使用して戴いています。継続的に使用される方は、前月の15日までに申込みください。

お知らせ

高齡者無料職業紹介所

12日 市役所 1時～3時

結婚相談

毎週土曜日 1時～4時

産業文化会館 秘密厳守

成人病相談

16日 山之上連絡所 1時～4時

20日 下米田連絡所 9時～11時

為岡公民館 1時～2時

育児相談(5月)

7日 下古井公民館 1時～3時

心配ごと相談

これまで、毎週木曜日に実施しておりました相談日を、4月から変更いたします。

毎週水曜日 1時～4時

中央公民館 秘密厳守 無料

なお、毎月第3水曜日は御嵩家庭裁判所の法律専門員の出張相談があります。

今月の納期

4月30日限り

国民健康保険料①

軽自動車税

23	22	21	20	4/19
山之上・蜂屋・伊深・三和地区	太田地区(深田・下町・中町・上町)・加茂野地区	太田地区(東町・北町・西町)	下古井、下米田地区	上古井地区

●不燃物の収集日

次の日程で不燃物の収集を行います。

(注意)

- ・先に配布した「エフ」に自治会名、氏名、ゴミの種類をはっきり記入してつけてください。
- ・エフがついてないと収集していきません。
- ・袋にはしっかりと縄をかけて出してください。

23日 産業文化会館 10時～4時

内容、民事、交通事故、その他

法律無料相談

ママ忘れないでね

【昭和51年度各種予防接種・検診等年間計画表】

区 分 月 別	実 施 種 目	該 当 者
4 月	狂 犬 病	飼 犬
5 月	日 本 脳 炎	1 期 47. 4. 1～48. 3. 31
		2 期 4 歳以上の希望者
	小 児 マ ヒ	1 回目 50. 7. 1～51. 1. 31
		2 回目 50. 2. 1～50. 6. 30
6 月	子 宮 が ん 検 診	希 望 者
	乳 児 健 康 診 断	50. 5. 1～51. 4. 30
	献 血	希 望 者
7 月	胃 が ん 検 診	40歳以上の希望者
	結 核 健 康 診 断	一 般 住 民
8 月	循 環 器 健 康 診 断	40歳以上64歳未満
	献 血	希 望 者
9 月	狂 犬 病	飼 犬
	ツ ベ ル ク リ ン ・ B C G	49. 7. 1～50. 6. 30
1 0 月	3 歳 児 健 康 診 断	47. 10. 1～48. 9. 30
	小 児 マ ヒ	1 回目 51. 2. 1～51. 6. 30
		2 回目 50. 7. 1～51. 1. 31
1 1 月	イ ン フ ル エ ン ザ	3 歳以上の希望者
	結 核 健 康 診 断	7 月未受診者
1 2 月	献 血	希 望 者
52年 1 月	献 血	希 望 者
2 月	二 種 (ジ ・ 破) 混 合	49. 9. 1～50. 8. 31



下米田町西脇
加藤盛彦くん



加茂野町木野
木村有里ちゃん



蜂屋町島之洞
大竹尚志くん



古井町下古井
中田篤史くん

【注意事項】

・BCG、小児マヒの予防接種を受ける人は、その前後1カ月は「はしか」の予防接種を受けられません。

・注射の前には、必ず体温を計り、母子手帳を持参してください。

・接種当日に発熱などで、予防接種を受けられない方が相当数みうけられますので、お子さんの健康管理には、十分注意してください。

・予防接種について、個人あての通知はいたしません。

・二種（ジフテリア・破傷風）混合予防接種は、1期を、2歳から3歳までの間に接種し、2期は1期終了後、12～18カ月の間で4歳までに接種をすませてください。なお、本年度は2期のみ実施します。

・種痘については、新しい株（LC16M8株）ができ、接種方法などが決まり次第、市報でお知らせします。

・各種の予防接種について、計画を変更する場合がありますので、毎月の「みのかも市報」に注意してください。

詳しくは、市環境衛生課

（☎二一内二六）

へおたすください。